**第1号様式**（第９条関係）

資　料

**条　例　見　直　し　調　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 作成年度 | 令和３年度 | | | 次回見直し予定 | | | 令和６年度 |
| 条例名 | | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | | | | | | | | |
| 条例番号 | | 平成７年神奈川県条例第５号 | | | 法規集 | | | 第６編第１章第１節 | | |
| 所管室課 | | 保健福祉局福祉部地域福祉課・県土整備局建築住宅部建築指導課 | | | | | | | | |
| 条例の概要 | | 障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。 | | | | | | | | |
| 検  討 | 視　　点 | 検　　討　　内　　容 | | | | | | | 備　　　考 | |
| 必要性  現在でも必要な条例か。 | 本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。  超高齢社会において、移動に困難を抱える方の増加に対応した街づくりや、障がい者等の社会参加の促進等による共生社会の実現及び関係法令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等）の改正や県施策（ともに生きる社会かながわ憲章等）の更なる推進の観点から、施設整備等を進めて高齢者、障がい者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、ともに生きる社会（共生社会）の実現に向けて、引き続き必要である。 | | | | | | |  | |
| 有効性  現行の内容で課題が解決できるか。 | 本条例はバリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障がい者等の社会参加を図る上で有効であるが、関連施策とも連携しより有効に取組を進めるために、条例の目的として、誰もがその人らしく生き、暮らすことのできる共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行う必要がある。  また、規則で定める整備基準等も、社会状況の変化を踏まえ改正等の検討を行う必要がある。  さらに、取組に当たっては、バリアフリーの街づくりの理念の一層の普及を進めるとともに、施設の計画段階からの当事者の参加や、施設の円滑な利用といった視点も考慮し、これらの一連の改正等を通して、より有効で、きめ細かい対応が普及するよう、バリアフリーの街づくりを進める必要がある。 | | | | | | |  | |
| 効率性  現行の内容で効率的といえるか。 | 県民の利便性向上のため、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。 | | | | | | |  | |
| 基本方針適合性  県政の基本的な方針に適合しているか。 | 本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支えあう地域社会づくり」に適合している。  また、「かながわSDGｓ取組方針」において取り組む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けても、本条例に基づきバリアフリーの街づくりを進めていくことは重要である。 | | | | | | |  | |
| 適法性  憲法、法令に抵触しないか。 | 県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。 | | | | | | |  | |
| その他 |  | | | | | | |  | |
| 見直し結果 | １　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。  ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。  ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。  ４　改正及び運用の改善等を検討する。  ５　廃止を検討する。 | | | | | 理　由　等 | | | | |
| 条例の目的として共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行うとともに、整備基準等についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等の検討を行う必要がある。 | | | | |